

活動レポート

曹洞宗における啓発活動の現状

柚木祖元

はじめに

曹洞宗が教団として、遅ればせながらではあったが、部落差別をはじめさまざまな差別問題の解決に向け取り組みを始めたのは、一九七九年の「第三回世界宗教者平和会議差別発言事件」に対する、部落解放同盟や反差別・人権確立を願う人びとなどによる糾弾・へ学習」がきっかけだった。

一九八一年一月の第一回糾弾会から五回におよぶ一連の糾弾・へ学習」の場で「差別戒名」の問題、「差別戒名」の付与法や「差別儀礼」の執行法などを記した「差別図書」の問題、寺院住職が惹起した「身元調査差別事件」などの問題が指摘され、それぞれの問題について教団として一つひとつのへ事実」を確認する過程で、少しずつ

学習を深めていった。

そしてまず具体的に着手したのは、「差別戒名」の実態調査と改正作業であり、「差別図書」の批判的検討と回収運動だった。同時に、こうした取り組み初期の段階での曹洞宗の「啓発活動」といえるかどうか、はなはだ心もとない限りだが」は、前述の指摘を受けた差別問題について教団内に知らせるため、情報提供を行うことが主だった。また、身元調査お断り、過去帳の取り扱い注意・閲覧禁止の徹底を機会あるごとに呼びかけた。

しかし、教団内には、遺憾ながら「私は差別問題とは関係がない」「私は差別したことがない」「差別問題は過去の問題だ」などというような、まったく不十分な受け止めのまま、そこにとどまってしまいう人たちも数多くいた。

## 被差別者の声に耳を傾ける

曹洞宗には現在、全国に約一四、七〇〇の寺院があり、約一六〇万世帯の檀信徒の方たちが信仰を寄せているとされるが、その約六五％が北海道、東北、関東・甲信越、静岡や愛知などの東日本に集中している。ところでこの地域においては、被差別部落は、いわゆる「少数散在」であるため、部落差別の問題がなかなか見えにくいといわれている。しかし、こうした東日本の長野、群馬、埼玉、栃木などに数多くの「差別戒名」が確認され、その調査や改正作業の中で、今日なお厳しい部落差別が存在していることを体験的に知ることとなった。

被差別者が日常的な差別にさらされ続けているという状況を、住職はじめ「一般」檀信徒などに対して訴え、身近な問題として差別問題を考えるように呼びかけているが、なかなか理解が得られない。こうした状況を打ち破るために暗中模索、試行錯誤を続けているのが、曹洞宗の「啓発活動」の現状である。

## 教学と差別の問題との遭遇

一九八四年、広島県内の曹洞宗寺院住職が、檀信徒の依頼によって「過去帳」を調べ「部落出身ではない」証明のために「家系図」を作成し、それが縁談に使われるという差別事件を惹起した（以下「家系図差別事件」という）。この事件に対する部落解放同盟広島県連合会による糾弾・〈学習〉の場では、曹洞宗の祖・道元禪師（一一〇〇～一二五三）の教えと部落差別とは相容れないはずなのに、なぜ僧侶が差別するのかというようなことを中心に話し合いが続けられた。そうした最中に、「我われの存在は業による（被差別部落に生まれたのは過去世の悪業のゆえである）」という発言をする僧侶がいて、教学と差別との関わりについて整理し、「道元禪師の人間観と部落解放」というテーマで回答するように求められた。

また、糾弾・〈学習〉の継続中に、縁談の際に身元調査を奨励するような内容の『家庭訓』という「差別図書」の存在が明らかになり、さらに修行者を指導する責任ある立場の僧侶や、教団行政機関である宗務庁内での係長の差別発言事件などが相次いで明るみに出た。

「業・施陀羅」問題は、水平社結成当時から解放運動

によって仏教者に対して提起され続けている課題であるが、曹洞宗もまさにこのときに、こうした教学と差別の問題と正面から出合ったのである。

## 「実践の観念論」が糾される

一九九二年、栃木県内のあるスーパーのレジの前で悪質な差別発言が寺院住職によってなされるといふ事件が惹起した。この住職は、修行道場において一定の修行課程を終え資格を取得して住職に就任し、さらに毎年行われている現職研修などにも出席していたという。けれどもこの住職は、「差別発言」だけにとどまらず、差別的な戒名付与の仕方を師匠から受け継ぎ、過去帳や墓石などによって「家柄調べ」をして来たことなども、その後の部落解放同盟栃木県連合会による糾弾・〈学習〉の中で明らかにした（以下、こうした問題を一括して「栃木問題」という）。

「栃木問題」の事実を踏まえ、宗祖は被差別者をどのように見ていたのか。宗祖以降、教団はどこで変節したのか。曹洞宗は「世のならない」として差別を容認するのか。自己完結的な実践の観念論に陥ってしまうような、これまでの曹洞宗の研修のあり方が問題ではないのか。

教団内にある戒名・過去帳などの問題、僧侶養成や研修の問題、「施陀羅」問題や明治期に編纂された宗典『修証義』の説教書中の差別事象などについての問いかけが、栃木県連からなされている。

## 研修における三つの柱

教団内の各種研修においては、以下に述べる三つの柱を立て、地域性や受講者のグレードなどを考慮し、プログラムを組むようにしている。

①「部落解放運動に学ぶ」は、可能なかぎり地元の部落解放運動団体などから講師を招き、被差別者側からの訴えを直接聞き、さらに解放運動の歴史や部落差別の現状などについて学ぶ中で、仏教者として自己相対化の視点を身につけ、「人間解放」をめざそうとしている。もちろん講義形式だけではなく、現地研修や交流会などで「出会い」を重ねている。

②「宗門の取り組み」は、「第三回世界宗教者平和会議差別発言事件」をはじめ「差別戒名」「差別図書」「身元調査・家系図差別事件」「家庭訓」問題、「栃木問題」などを教材化し、その取り組みについて自ら追体験することを通して、差別を見抜く目を身につけようとしている。

しかし、こうした宗門内の差別事件を教材として学ぼうとすると、何か自分が扱った所として来た「信仰」や「伝統」なども否定されるような印象を持つのか、「またか」「もう、いい」というような反発を抱く受講者も少なくない。

③「教学と差別」は、「業・施陀羅」問題、それに関連する「不殺生」の問題、仏教の教えの中の性差別や「障害」者差別、ハンセン病患者差別の問題、そして差別の現状を丸ごと容認してしまう「悪しき本覚思想」の問題――世の中にはさまざまな差別や不合理なことがあるが、「さとり」の世界に入ればすべて平等であるとするなどがある。どれひとつとってもたいへんに大きな問題で、教団としてどのように考えるべきか、最終的な結論が出ているわけではないが、仏教者として自らの信仰と深く関わる、重要な問題であるので、学習課題として取り上げている。

「信仰の社会性」を持つために

「栃木問題」などを契機に、研修の見直しを始めた。一九九五年三月から九七年一月までの間、リーダー養成のため、全国六六宗務所の人権擁護推進主事などを対

象に、二泊三日の研修を七回開催した。狭山の現地調査学習をはじめハンセン病療養所での研修、長野県での「差別戒名」に関する現地研修、栃木県や神奈川県、被差別部落や在日韓国・朝鮮人の街におけるフィールドワークなどである。

さらに各地の修行道場の研修においても、被差別部落などでの現地研修や「障害」者福祉施設の体験学習などを取り入れている。

また、曹洞宗自主制作人権啓発ビデオを地域で上映し、それをもとにグループ討議を行っている。

ビデオの第一作は「身元調査 その実態を問う」(一九九六年五月)であり、「家系図差別事件」や「栃木問題」における「家柄調べ・身元調査」について改めて取り上げ、被差別部落の人びとの思いと僧侶側の意識とを対比させ、そのギャップについて考えようとした。

第二作は「悪しき業論」その差別思想を問う(一九九七年五月)であり、部落差別はじめ「障害」者、女性、ハンセン病患者などに対する差別を繰り返して来た「悪しき業論」について、証言と史料にもとづき考えようとした教材である。

第三作目(一九九八年五月完成予定)は、「差別戒名」問題を通して、いったい「戒名」とは何なのかを考える

ビデオを作ろうとしている。

道元禅師の教えに「大悲を先となして、誓って一切衆生を度さん(あらゆる人びとを救済しよう)とする坐禅」があり、自己実現のために「種姓を観すること莫れ(生まれや門地などで差別してはいけない)」というお示しがある。これらの教えが曹洞宗の「啓発活動」のバックボーンになり得ると確信している。

――女性にケガレているとする「差別儀礼」などがあつた。当該部分の抜き刷りを作成して人権学習・「同和」研修の教材にしている。

活用している。

(3)さまざまな差別の問題を考えるために、差別語を手がかりに自らの生き方を見つめてみようとした『差別語を考えるガイドブック』(解放出版社、一九九四年)を作成し、教材として活用している。

注

(1)「非人癩病狂死者引導法」――被差別部落民、ハンセン病患者、「狂死」者などの葬儀時の「差別儀礼」、「留穢の大事」

# いま、部落史がおもしろい

部落史の見直しとは？ 本書は、新しい事実の発見、歴史の見方の変化、部落解放運動の新しい問題意識によって通説が再検討されている部落史を、時代を追って平易に解き明かす。

解放出版社  
渡辺俊雄著  
四六判 210頁  
1,800円＋税

